

周南工場夜景ロゴデザインの使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市の観光資源である周南工場夜景を市内外に広く発信していくために作成した周南工場夜景ロゴデザイン（以下「ロゴデザイン」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(意匠)

第2条 ロゴデザインの意匠は、別に定めるロゴデザイン使用マニュアルのとおりとする。

2 ロゴデザインに関する一切の権限は、周南市に属する。

(使用の申請等)

第3条 ロゴデザインを使用するものは、あらかじめ周南工場夜景ロゴデザイン使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、周南市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、申請を省略することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 学校、図書館等が教育目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 徳山商工会議所、新南陽商工会議所及び一般財団法人周南観光コンベンション協会が周南工場夜景の啓発に資する目的で使用するとき。

(使用承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴデザインの使用を承認するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) ロゴデザインの使用に伴い、周南市の信用若しくは品位を害すると認められる場合又はそのおそれがある場合
- (2) ロゴデザインを正しい使用方法にしたがって使用しない、または使用しない恐れがあるとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) 周南市暴力団排除条例（平成23年周南市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が使用するおそれがある場合。
- (7) そのほか、市長が不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、周南工場夜景ロゴデザイン使用（変更）承認書（第2号様式）をもって行うものとする。

（使用期間）

第5条 ロゴデザインの使用期間は、申請した使用開始日から5年後の日が属する年度の3月末日までを限度とする。

（使用料）

第6条 使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 ロゴデザインを使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市が提供する画像データのみを使用すること。
- (2) 裏返し又は規格外の展開、一部使用など、応用しないこと。
- (3) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (4) 第三者に使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標法（昭和34年法律第127号）、意匠法（昭和34年法律第125号）等に基づく新たな権利の設定を行わないこと。
- (6) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

（承認内容の変更の申請）

第8条 ロゴデザインの承認を受けたものが、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、周南工場夜景ロゴデザイン使用変更等

承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、周南工場夜景ロゴデザイン使用（変更）承認書（第2号様式）をもって行う。

3 第3条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。

（使用状況の報告等）

第9条 市長は、第3条ただし書きにより使用の申請を省略したものに対し、ロゴデザイン等の使用状況について報告を求めることができる。

2 市長は、ロゴデザインの使用の承認を受けたものに対し、ロゴデザインの使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

（承認の取消し）

第10条 市長は、ロゴデザインの使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認取消しは、周南工場夜景ロゴデザイン使用承認取消書（第4号様式）をもって行うものとする。

3 使用者は、前項の規定により使用承認が取り消された場合は、直ちにロゴデザインの使用を中止しなければならない。

（経費等の負担）

第11条 市は、この要領による使用承認の申請に要した費用並びに使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

（責任の制限）

第12条 前条の規定によりロゴデザインの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けたものに損害が生じても、市長はその責を負わない。

2 ロゴデザインの使用承認を受けたものが、ロゴデザインの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第13条 この要領に定めるもののほか、ロゴデザインの取り扱いについて必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。